

活用可能な財源

成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことを掲げ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備を推進していくこととしています。

また、令和元年5月に設定した基本計画に係るKPIにおいては、令和3年度末までに中核機関（権利擁護センター等を含む）を全1,741市区町村に整備すること等を目標として掲げています。

上記を踏まえ、国において自治体に対する中核機関の整備・運営に対する各種の財政措置が設けられています。

（中核機関の立ち上げに係る国庫補助）

中核機関の立ち上げに当たっては、まずは、地域の実情に応じた中核機関の具体的なイメージを明確化することが必要です。

このため、令和元年度から、中核機関の立ち上げに向けて地域の専門職や関係機関等と検討するための会議費や、中核機関等の先進地を視察するための旅費等に対する国庫補助事業が設けられています。国で実施する市区町村職員や中核機関等職員（予定を含む）向けの研修に参加するための旅費についても、この国庫補助事業の活用が可能です。

このほか、都道府県向けの国庫補助事業と

して、広域的な観点から体制整備を支援する体制整備アドバイザー事業や、中核機関、市町村職員に対する研修、中核機関等向けの専門的な相談窓口の設置に係る経費に対する国庫補助事業も設けられています。

（中核機関の運営費に係る国庫補助）

中核機関の運営費や市町村計画策定費については、成年後見制度利用促進法や基本計画の策定を踏まえ、平成30年度から標準団体10万人規模に約300万円の普通交付税措置がなされました。

これに加え、令和元年度から、中核機関において新たに先駆的取組を実施するための経費に対する国庫補助事業が設けられています。この補助事業は先駆的取組を開始する初年度の経費が補助対象となります。

令和2年度予算案では、新たに、中核機関や権利擁護センター等において、市民後見人や親族後見人をサポートするための専門職による相談の実施や、適切な後見人候補者を家庭裁判所に推薦するための受任調整会議の会議費に対する国庫補助事業が計上されています。この補助事業は最大2年間の補助が可能です。

このほか、中核機関において実施する「成年後見制度の広報・啓発」、「市民後見人の育成」、「法人後見立ち上げのための研修等」に要する経費については、既存の高齢者・障害者施策ごとに設けられている国庫補助事業の

活用が可能です。

中核機関の整備・運営については、こうした各種の国庫補助事業を活用することが可能

ですので、市区町村においては、これらの国庫補助事業を積極的に活用しつつ、中核機関の整備に向けた取組を進めていただくことが望めます。

<中核機関が活用できる財源のイメージ図>

